

参考資料

令和 6 年度

薩摩川内市防災会議

薩摩川内市地域防災計画・参考資料

目次

PAGE

第1部 総 則

1. 5. 1-(1)重要水防箇所評定基準	1
-----------------------	---

第2部 災害予防計画

2. 2. 1-(1)地すべり、崖崩れ等の起こる主な原因とその予防対策	3
2. 2. 1-(2)職員初動体制等一覧表	4
2. 2. 9-(1)ヘリポート発着点付近の基準	7
2. 3. 1-(1)防災教育の時期と場所	8
2. 3. 1-(2)防災に関する指導の内容	8
2. 3. 1-(3)県防災研修センターの概要	9
2. 3. 1-(4)薩摩川内市消防局防災研修センターの概要	10

第3部 災害応急対策計画

3. 1. 1-(1)薩摩川内市災害対策本部条例	11
3. 1. 1-(2)薩摩川内市災害対策本部規程	12
3. 1. 3-(1)災害救助法の適用基準	17
3. 1. 3-(2)被災世帯の算定基準	18
3. 1. 3-(3)住家、世帯の定義	19
3. 1. 3-(4)被害の程度認定基準	20
3. 1. 5-(1)鹿児島県消防・防災ヘリコプターの緊急運行要請	23
3. 1. 5-(2)自衛隊災害派遣要請（撤収）様式	24
3. 1. 5-(3)自衛隊派遣要請連絡先	28
3. 1. 5-(4)自衛隊災害派遣要請の範囲	29
3. 2. 1-(1)注意報及び警報の種類並びに発表基準	30
3. 2. 1-(2)特別警報の意義、種類、発表の基準及び指標	37
3. 2. 1-(3)警報等の区分	39
3. 2. 1-(4)特別警報発表時における市民等の対応例	40
3. 2. 3-(1)防災行政無線等の放送文例	41
3. 2. 4-(1)水防警報の発表基準等	44
3. 2. 7-(1)交通規制実施機関	46

第5部 災害復旧・復興

5. 2. 1-(1)薩摩川内市災害り災者援護措置要綱	47
5. 2. 2-(1)被災者生活再建支援法	50
5. 2. 2-(2)薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例	51
5. 2. 2-(3)災害弔慰金	55
5. 2. 2-(4)災害障害見舞金	55
5. 2. 2-(5)災害見舞金等の支給	57

薩摩川内市防災会議条例	58
-------------	----

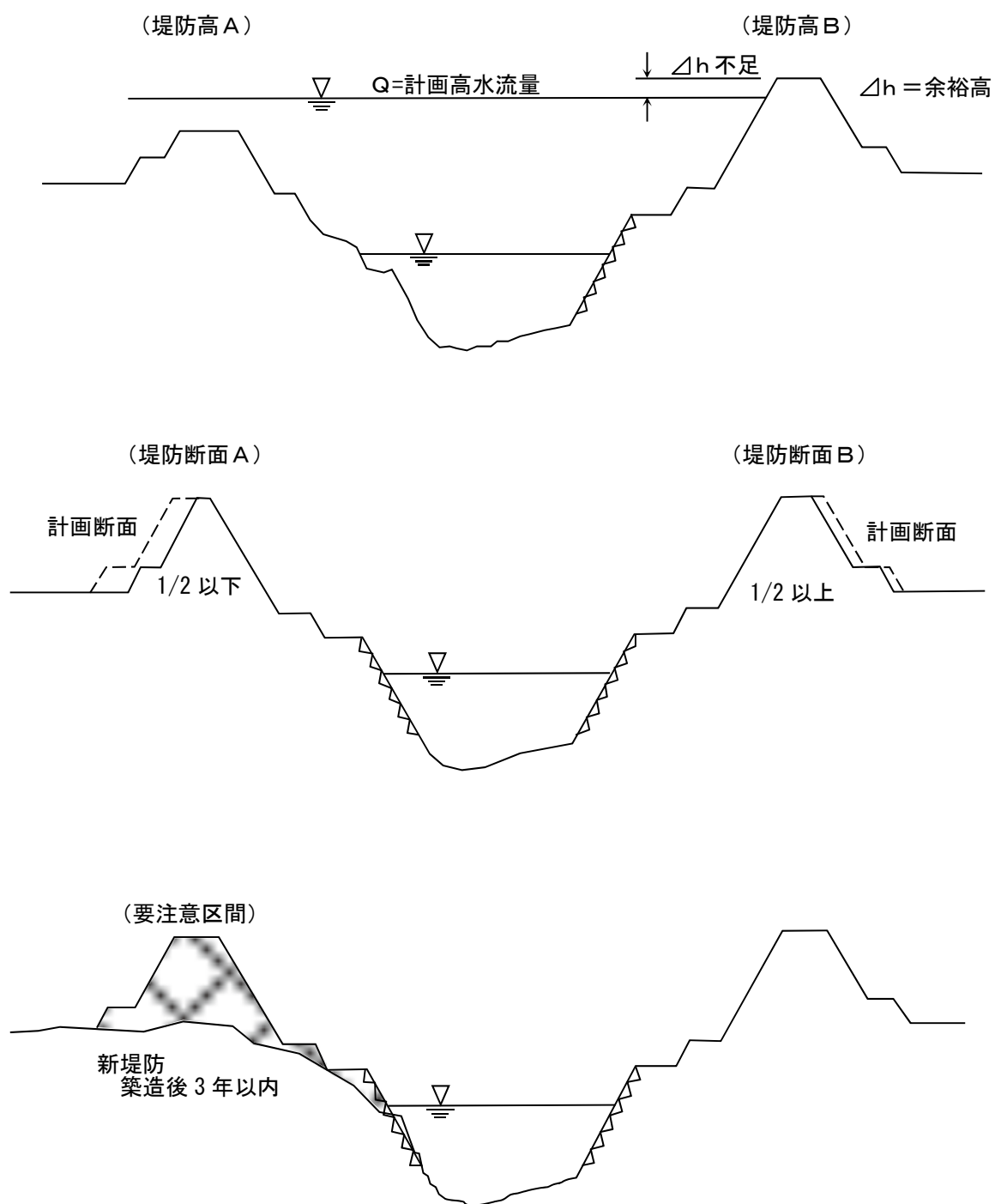
1. 5. 1 - (1)

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が、現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と、現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削工事箇所又は、仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

1. 5. 1 - (1)

【重要水防箇所模式図】



2. 2. 1 - (1)

地すべり、崖崩れ等の起こる主な原因とその予防対策

※地すべり、山崩れ等災害防止

地すべり山崩れの危険が予想される箇所や土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等を掌握するとともに、降雨、台風時には巡回して監視する。安全施設については、土地条件に応じた施設又は措置を随時実施する。

＜ 参考 ＞	山地災害危険個所の指定	(県)
	土石流危険渓流等の砂防指定地の指定	(国土交通省)
	地すべり防止区域の指定	(主務大臣)
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(県)

地すべり・崖崩れ等の起こる主な原因	左 の 災 害 予 防 対 策
1 家屋の周辺にある崖等の地質がシラス又は、砂質のところ	シラス質やハゲ山の崖は最も危険性が高くこの周辺にある家屋は、崖下に砂防用の杭打ちをして家屋の倒壊を防止する。
2 家屋の周辺にある崖等の地盤が弱いところ	
3 家屋の周辺にある崖等ののり面傾斜が切り立っているところ（シラス質の状態を除く）	崖ののり面傾斜を 63 度位まで切り取って芝植等の方法を行い土砂の崩壊を防止する。
4 家屋の周辺にある崖等がハゲ山になっているところ	ハゲ山防止のため植樹等の治山対策を行い、土砂の流出を防止する。
5 家屋の周辺にある崖等がモグラやネズミによって小穴があいているところ、（小穴から浸入する水が土砂を流出して崖崩れの原因となる）	古いむしろ等を使い小穴をふさぎ漏水による土砂の流出を防止する。
6 家屋の周辺にある崖等の上に滞水して排水がよくないところ	暗渠による排水施設や回水路を開設して水はけをよくし、特に湧水等の排水については、地形等の状況により適切な措置を講じる。
7 台風によって、崖等にある樹木が地盤を崩壊する場合	大きな樹木については、枝を切断して風力による地盤への影響を弱め特にシラス質の崖や石垣の傍にある樹木について注意する。
8 その他	① 崖崩れには、前ぶれがないので、非常に危険である。 ② 大雨や長雨による崖崩れが予想される場合はいつでも退避できるよう避難の経路や避難場所についてあらかじめ自治会長や近隣の住民と話し合いをしておくことが肝要である。

職員初動体制等一覧表（大雨・洪水編）

災害	種別	項目	情報収集体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		備考				
					第1 配備体制	第2 配備体制					
自然災害		基準	大雨警報等が発表されたとき 各水位観測所において、水防団待機水位に達し、さらに水位が上昇すると判断される場合	1 災害が発生又は発生が予想される場合において、情報収集、予防応急対策等の対策を効果的に実施する場合、本部長等の協議により設置 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき	1 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき 2 特別警報が発表されたとき	1 相当の被害や、全域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき 2 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき					
					配備基準						
					〔本部要員〕	・警戒本部長…市民安全部長 ・副本部長…未来政策部長・建設部長・市民安全部次長・建設部次長 ・災害警戒本部会議に出席する要員 ・状況に応じ各対策部長の指示する要員		・対策本部長…市長 ・副本部長…副市長、教育長 ・状況に応じ各対策部長の指示する要員	全本部要員		
					〔支部要員〕	・警戒支部長…支所長 ・状況に応じ各支部長の指示する要員		・対策支部長…支所長 ・状況に応じ各支部長の指示する要員	全支部要員		
					〔詰所要員〕	・警戒本部の指示により詰所長等の必要人員は自宅又は詰所待機 ・状況に応じ各詰所長の指示する要員		・状況に応じ各詰所長の指示する要員	全詰所要員		
洪水		〔本部要員〕	・情報収集体制構築 ・気象情報等の収集 ・職員等への周知 ・関係機関との情報連絡	・警戒本部会議の開催 ・左記活動事項に同じ ・避難情報の発令及び避難所開設指示 ・避難所開設状況確認 ・各対策部の所掌事務に基づき防災対策を展開 ・被害情報等の収集 ・災害箇所の確認、応急処置及び報告	・対策本部会議の開催 ・左記活動事項に同じ ・被害情報等の収集 ・各対策部の所掌事務に基づき防災対策を展開						
								活動内容			
								〔支部要員〕	・本庁との連絡調整 ・支所長等への連絡報告 ・気象情報等の収集	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ ・避難所開設状況確認	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ ・災害状況確認、応急処置等
								〔詰所要員〕	・気象情報等の収集 ・詰所要員との情報連絡	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ ・災害状況確認、応急処置等	

職員初動体制等一覧表（台風編）

2. 2. 1. - (2)

災害	種別	項目	情報収集体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		備考	
					第1配備体制	第2配備体制		
自然災害	台風	基準	強風域に入るとおそれのある場合	暴風域に入るとおそれのある場合	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	1 相当の被害や、全域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき 2 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき		
		配備基準						
		[本部要員]	・防災安全課職員 ・その他関係課職員	・警戒本部長…市民安全部長 ・副本部長……未来政策部長・建設部長・市民安全部次長・建設部次長 ・災害警戒本部会議に出席する要員 ・状況に応じ各対策部長の指示する要員	・対策本部長…市長 ・副本部長……副市長、教育長 ・状況に応じ各対策部長の指示する要員	全所要員		
		[支所要員]	・地域振興課職員 ・その他関係職員	・警戒支部長…支所長 ・状況に応じ各支部長の指示する要員		全支所要員		
		[詰所要員]		・警戒本部の指示により詰所長等の必要人員は自宅又は詰所持機	・状況に応じ各詰所長の指示する要員	全詰所要員		
	活動内容							
	[本部要員]	・情報収集体制構築 ・台風情報等の収集 ・職員等への周知 ・関係機関との情報連絡	・警戒本部会議の開催 ・左記活動事項に同じ ・避難情報の発令及び避難所開設指示 ・避難所開設状況確認 ・各対策部の所掌事務に基づき防災対策を展開 ・被害情報等の収集 ・災害箇所の確認、応急処置及び報告	・対策本部会議の開催 ・左記活動事項に同じ ・被害情報等の収集 ・各対策部の所掌事務に基づき防災対策を展開				
	[支所要員]	・本庁との連絡調整 ・支所長等への連絡報告 ・台風情報等の収集 ・その他情報収集	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・避難所開設状況確認 ・災害箇所の確認、応急処置及び報告	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ				
	[詰所要員]	・台風情報等の収集 ・関係機関との情報連絡	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・台風情報等の収集 ・関係機関との情報連絡 ・避難所開設準備・運営	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ				

職員初動体制等一覧表（地震対策編・津波対策編）

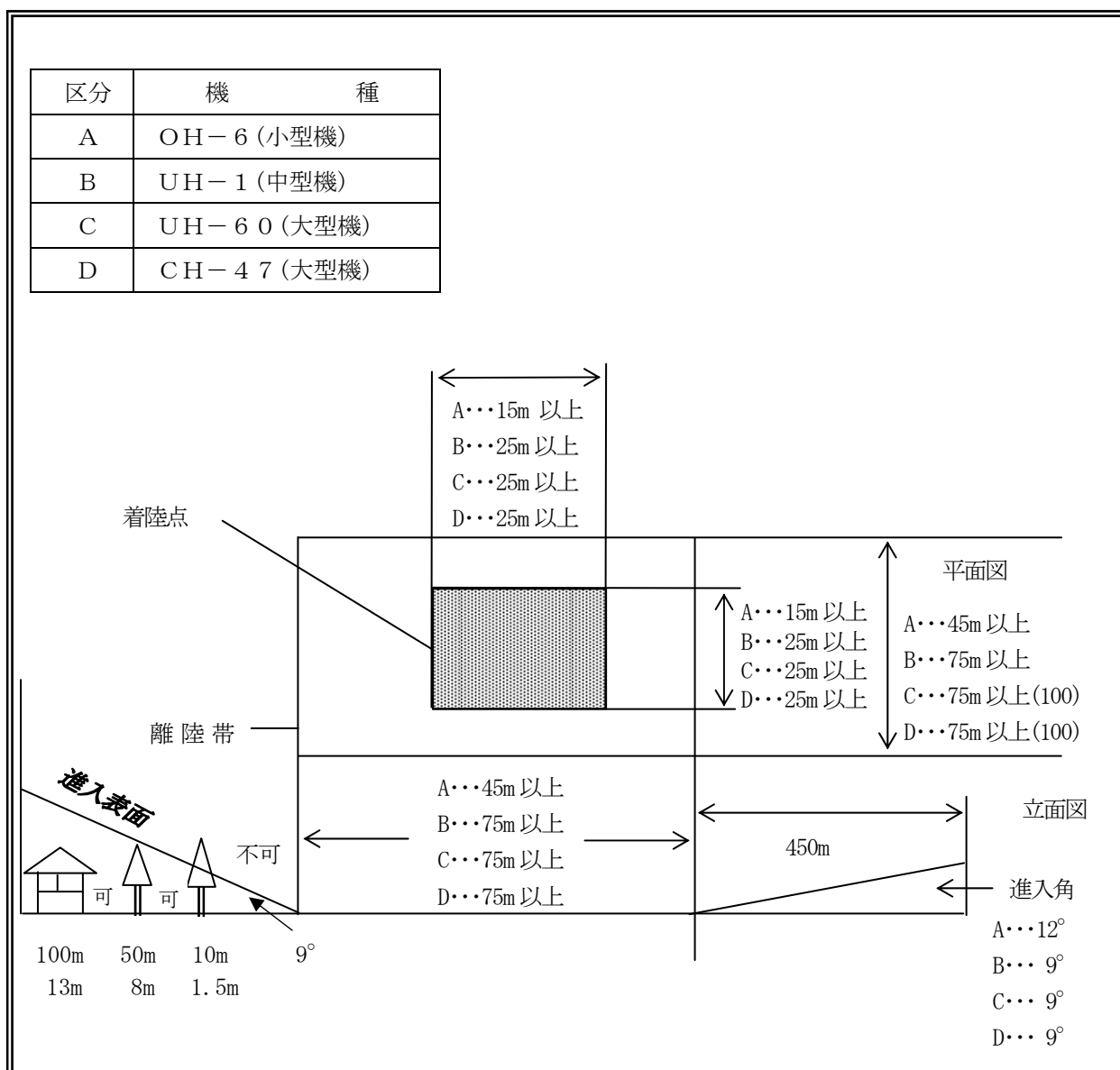
2. 2. 1. - (2)

災害	種別	項目	情報収集体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制	備考	
自然災害	地震・津波	基準	【震度 4 以上の地震発生】 ・薩摩川内市管内で震度 4 以上の地震を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ・津波注意報が発表された場合	【震度 5 弱又は 5 強発生】 ・薩摩川内市管内で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合、若しくはこれ以下の地震により災害が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・津波警報が発表されたとき	【震度 6 弱発生】 ・薩摩川内市管内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又はこれ以下の地震により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・津波による大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合 ・大津波警報が発令されたとき		
		配備基準					
		[本部要員]	・防災安全課職員 ・原子力安全室職員	・警戒本部長…市民安全部長 ・副本部長……未来政策部長・建設部長・市民安全部次長・建設部次長 ・災害警戒本部会議に出席する要員 ・状況に応じ各対策部長の指示する要員	・全本部要員		
		[支部要員]	・地域振興課防災担当が参集	・警戒支部長…支所長 ・状況に応じ各支部長の指示する要員	・全支部要員		
		[詰所要員]		・詰所長、副詰所長 ・被害の程度によっては全要員	・全詰所要員		
		自主参集					
	津波	[詰所要員]	・地震・津波を覚知し、各体制の基準に該当すると判断される場合は、自主的に参集する。				
		活動内容					
		[本部総括要員]	・情報収集体制構築 ・地震・津波情報等の収集 ・被害情報の収集 ・職員等への周知 ・避難情報の発令 ・川内原子力発電所からの情報確認 ・関係機関との情報連絡	・警戒本部会議の開催（危機対策会議との連携） ・左記活動事項に同じ	・災害対策本部会議の開催 ・左記活動事項に同じ ・被害情報等の収集		
		[各対策要員]	・地震・津波情報等の収集	・各対策部の所掌事務に基づき防災対策を展開 ・地震・津波情報、被害情報等の収集 ・災害箇所の確認、応急処置及び報告	・各対策部の所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ		
		[支部要員]	・本庁との連絡調整 ・支所長等への連絡報告 ・地震・津波情報等の収集 ・被害情報の収集	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ ・被害情報の収集 ・避難所開設状況確認	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ		
		[詰所要員]	・地震・津波情報等の収集 ・関係機関との情報連絡 ・避難所開設準備・運営	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ ・災害状況確認、応急処置等	・所掌事務に基づき防災対策を展開 ・左記活動事項に同じ		

2. 2. 9－(1)

ヘリポート発着点付近の基準

- ※1 発着点とは、安全、容易に接地できるように準備された地点をいう。
 2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。



※UH－60、CH－47は無障害地帯100×100m以上が望ましい。

2. 3. 1－(1)

防災教育の時期と場所

区 分	内容・特徴・効果等	時 期	場 所
学校における 防災教育	授業、防災副読本、実地 見学講演会、映画会	幼児・児童の発達段階に応 じて、学校等の年間予定の 中に組み入れる。	授業（課外授業等も含む）
防災キャンペ ーン	テレビ、ラジオ等のマス コミや防災展を通じて のキャンペーン	水害等の生じ易い季節に合 わせて広報を実施する。（地 震・火災は年間を通して適 宜繰り返す。）	広報紙、テレビ・ラジオ等 マスコミや、防災展等を活 用する。
防災訓練	目的に応じたプログラ ムにより訓練の効果を 上げる	水害等の生じ易い季節に入 る前に実施する。（地震は 年間を通して適宜繰り返 す。）	訓練の目的・規模による。 学校、職場、各種防災セン ターでできる場合と屋外グ ラウンド等の特設会場を必 要とする場合がある。
防災セミナー	テーマ・内容に応じてそ の効果をあげる	テーマ・内容に応じて、セ ミナー・講演会等の時期を 選ぶ。	各種集会施設、ホール
防災教育施設	防災センター、博物館・ 資料館等における教育	来観者が訪れる都度実施す る。テーマによっては、特別 に企画を立てる時期もある。	薩摩川内市消防局防災研修 センター、鹿児島県防災研 修センター博物館・資料館 等
防災に関する 言い伝え等	地域特性に応じてその 有効性が発揮される		

（地域防災データ総覧・防災教育編を加除修正）

2. 3. 1－(2)

防災に関する指導の内容

		〈 1 ・ 2 年 〉	〈 3 ・ 4 年 〉	〈 5 ・ 6 年 〉
火 災	ね ら い	火災の時は、先生の指示に 従って安全に避難できるよ うにする。	火災の原因や災害の様子につ いて知り、火災の防止と火災 時の安全な行動ができるよう にする。	いろいろな場合における 避難の仕方、火災時の安全 な行動ができるようにす る。
	内 容	○ 避難の仕方 ・ 合図と同時に着席 ・ 先生の指示を聞く ・ 私語はしない ・ 荷物の整理 ・ 席の立ち方 ・ 教室での並び方 ・ 廊下への出方・廊下、階 段の歩行の仕方など	○ 火災の原因とその防止 ・ 火遊びによる火災 ・ ストープによる火災など ○ 火災の時の災害と安全な行 動の仕方 ・ 火をかぶってのやけど ・ 煙に巻かれての窒息 ・ 集団の場で避難する時のき まりと適切な行動の仕方な ど	○ いろいろな場合の火災発 生を想定した安全な行動 の仕方 ○ 学校や家で火災が起きた 時 ○ 学校や家の近所に火災が 起きた時 ○ 避難中における下級生や 病弱者及び転倒者の保護 など
地 震	ね ら い	地震の時は、先生の指示に 従って安全に避難できるよ うにする。	地震の時に起こるいろいろな 危険について知り、安全に避 難ができるようにする。	いろいろな場合における 避難の仕方、地震時の安全 な行動ができるようにす る。

	内 容	○ 地震が起きたら ・ 机の下に体を入れる ・ 頭部を保護する。 ○ 学校にいる時の避難のきまり ・ 走らない ・ 押し合わないなど	○ 地震時のいろいろな危険 ・ 震動に伴う落下物 ・ 家屋、塀などの倒壊 ・ 地割れ、土砂崩れ、電線などの切断 ・ 地震に伴う火災、 ○ 避難の仕方と安全な行動 ・ 廊下にいる時 ・ 校庭で遊んでいる時 ○ 避難のきまり ・ あわてない ・ 走らない ・ 押し合わない	○ 学校にいる時 ・ 校舎内にいる時 ・ 校庭、運動場にいる時 ○ 家庭にいる時 ○ 道路を歩行中 ○ 避難のきまり ・ あわてない ・ 走らない ・ 押し合わない ・ 込み合う場所での下級生の優先など ○ 警報などがでた時
風水 害	ね ら い	風水（雪）害の時には、先生や親の指示に従って安全に行動する。	風水（雪）害の時の危険について知り、安全な行動ができるようにする。	風水（雪）害の時の安全な行動の仕方について理解を深め、いろいろな場合における安全な行動ができるようにする。
	内 容	○ 風水害時の通学 ○ 大雪時の通学 ○ 洪水時の通学	次のような危険と安全な行動の仕方 ○ 風による落下物など ○ 大雨による土砂崩れ ○ 竜巻や突風の時 ○ 洪水時、大雪の時など	○ 暴風雨（雪）の時の情報のとり方と認知 ○ 洪水時の避難場所 ○ 暴風雨（雪）時の登下校時における下級生の保護など

（地域防災データ総覧・防災教育編）

2. 3. 1 - (3)

鹿児島県防災研修センターの概要

1 研修内容等

- (1) 災害に関する知識の習得
地震、耐震、火災、風水害、土砂災害、火山災害
- (2) 防災活動に関する知識の習得
自主防災、D I G（図上訓練）と防災マップ作り、一般避難対策、要配慮者の避難対策
- (3) 応急措置に関する知識の習得
応急手当訓練、心肺蘇生法（含A E D）

2 所在地等

鹿児島県防災研修センター

〒899-5652

鹿児島県始良郡始良町平松6252番地

電 話：0995-64-5251

F A X：0995-66-5909

メール：kashoukyou@yacht.ocn.ne.jp

① 開館時間：8：30～17：00

② 入 館 料：無料

③ 休 館 日：毎週月曜日（その日が休日の場合は次の平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

2. 3. 1－(4)

薩摩川内市消防局防災研修センターの概要

1 研修内容等

- (1) 地震体験
3次元に動く震動装置により過去に発生した大地震の揺れを体験できる。
- (2) 暴風雨体験
暴風（最大30m/s）と豪雨（最大150mm/h）の体験が同時にできる。
- (3) 初期消火体験
水消火器を用い正しく消火する体験ができる。
- (4) 煙体験
煙が充満した迷路状の通路を避難する体験ができる。
- (5) Q&A、119番通報体験
防災に関するクイズと、映し出された映像を見ながら119番通報する体験ができる。

2 所在地等

薩摩川内市消防局（1階）

〒895-0072

薩摩川内市中郷町5031番地1

電話：0996-22-0119（代表）

0996-22-0135（直通）

FAX：0996-20-3430

① 開館時間：9：00～17：00（入館は午後4時まで）

② 入館料：無料

③ 休館日：毎週月曜日（ただし、国民の休日にあたる場合は、その翌日になります。）
年末年始（12月29日～1月3日）

○薩摩川内市災害対策本部条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、薩摩川内市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

3・1・1－(2)

○薩摩川内市災害対策本部規程

平成17年4月1日

訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、薩摩川内市災害対策本部条例(平成16年薩摩川内市条例第18号)第5条の規定に基づき、薩摩川内市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各部局(薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例(平成18年薩摩川内市条例第94号)第2条に定める部局及び議会事務局をいう。)の長、各次長、各支所長、各特定職(薩摩川内市事務分掌規則(平成16年薩摩川内市規則第4号)第13条に定める特定職をいう。)、各専門監及び各課所長(薩摩川内市財務規則(平成16年薩摩川内市規則第66号)第2条第7号に定める課所長をいう。)その他災害対策副本部長(以下「本部長」という。)が指名した者をもって充てる。

(災害対策要員)

第3条 本部に災害対策要員を置く。

2 災害対策要員は、市の職員をもって充てる。

3 災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(対策部)

第5条 本部に、別に定める対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、本部長は、必要と認めるときは、臨時に対策部を置くことができる。

3 各対策部に部長を置き、それぞれ別に本部長が指名する。

(班)

第6条 各対策部に、その事務を分掌させるため、別に定める班を置く。

2 前項に定めるもののほか、本部長は、必要があると認めるときは、臨時に班を置くことができる。

3 各班に班長を置き、それぞれ別に本部長が指名する。

- 4 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理するとともに、その処理内容を記録しなければならない。

(支部)

第7条 支部の設置は、本部長が指示する。ただし、緊急を要し、指示の暇がないときは、支所の区域を管轄する各支所長は、支部を設置し、本部長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により設置する支部の管轄区域は、各支所の区域とし、名称は別に定める。

- 3 各支部の長は、それぞれの区域の支所長をもって充てる。

(支部の班)

第8条 各支部に、その事務を分掌させるため、別に定める班を置く。

- 2 各班に班長を置き、当該支部長が指名する者をもって充てる。

- 3 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理するとともに、その処理内容を記録しなければならない。

(地区災害対策詰所等の設置)

第9条 警報及び災害情報の伝達収集並びに市内各地区の災害応急対策を円滑に行うため、別に定める地区災害対策詰所(以下「詰所」という。)を設置する。

- 2 各詰所に詰所長及び地区災害対策員を置き、それぞれ別に本部長が指名する。

- 3 詰所の設置は、本部長又は支部長が指示するものとする。ただし、詰所長は、緊急を要し、本部長又は支部長の指示の暇がないと認めるときは、詰所を設置し、本部長又は支部長に報告するものとする。

- 4 住民の避難が必要と判断される場合は、本部長又は支部長の指示により、市内各地区に避難所を開設する。

- 5 避難所に住民の避難がなされた場合には、詰所長又は地区災害対策員は、避難者の人数、氏名、年齢、性別等を本部長又は支部長に報告するものとする。

(本部会議の協議事項)

第10条 本部会議において、協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

(各対策部等の所掌事務)

第11条 各対策本部及び各班並びに各支部及び各支部の班の所掌事務は、別に定める。

(現地災害対策本部の所掌事務)

第12条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)の所掌事務は、本部の現地機関としての事務であって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- (2) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに関係機関との調整
- (3) 被災地の支援に従事する市職員又は市に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、現地本部の役割を果たすために必要な事務

2 事態の推移等により、本部長が指示した事務以外の事務を現地本部において行う必要があるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要し、本部長の指示を受ける暇がないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合においては、速やかに本部長に報告するものとする。

(配備)

第13条 市長は、毎年度4月末日までに各対策部及び詰所並びに各支部及び支部の詰所の配備要員を決定するものとする。

2 本部長は、本部を設置したとき、又は本部設置後状況の変化によって配備の規模を変更する必要があるときは、配備の規模を指定し、又は変更する。

(配備の規模)

第14条 配備は、次に掲げる第1配備から第3配備までとし、各対策部及び詰所等の配備要員の数は、別に本部長が定めるとおりとする。ただし、各対策部長及び詰所長並びに各支部長及び支部の詰所長(以下「各対策部長等」という。)は、特別の必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更することができる。

- (1) 第1配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合
- (2) 第2配備 相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合
- (3) 第3配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくはその発生のおそれのある場合又は災害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合

(配備要員)

第15条 各対策部長等は、前条に規定する各配備区分ごとの配備要員名簿を毎年度作成し、別に定める日までに災害対策を総括する対策部長(以下「危機管理対策部長」という。)に提出しなければならない。ただし、配備要員に異動のあった場合は、その都度届け出るものとする。

2 長期間にわたり配備要員の配備を要する場合又は配備要員に事故がある場合は、各対策部長等は、部員を適宜交替させ、又は補助者を配置できるよう、あらかじめ計画しておかなければならない。

(非常の招集)

- 第16条 本部の総務を所管する班長は、勤務時間外及び職員の休日に当たる日に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり本部が設置された場合は、その旨及び第14条に規定する配備の規模を各対策部長等に通知しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた各対策部長等は、当該所属要員に対し、その内容を通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につかなければならない。
- 4 配備要員は、休日若しくは勤務時間外において非常災害が発生し、又はそのおそれがあり本部の設置が予測される場合においては、前項の通知を受けるまでもなく、自ら登庁し、所定の配備につくように努めなければならない。
- 5 各対策部長等は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立し、訓練をしておかなければならない。なお、非常招集系統を定めたときは、速やかにその内容を危機管理対策部長に通知しておかなければならない。

(災害報告)

- 第17条 災害が発生した場合(災害が発生するおそれのある状態を含む。)は、各対策部長等は、それぞれの所管に係る災害状況を別に定める災害報告系統図に従い本部長に報告するとともに、危機管理対策部長を通じ、鹿児島県出先機関、その他応急対策実施機関に通報するものとする。ただし、緊急を要する場合は、災害報告系統図によらないことができる。

(報告の種類)

- 第18条 災害報告は、次に掲げる区分による。

- (1) 速報 災害発生後、直ちになすべき報告及び更に災害が続いて発生し、又は災害調査の結果判明した新しい状況について、速やかになすべき報告をいう。
- (2) 確定報告 災害状況が確定したときに提出する文書による報告をいう。
- 2 確定報告の場合における被害別の調査分担は、別に定める災害調査分担表のとおりとする。

(災害調査班)

- 第19条 本部長は、必要があると認めるときは、現地に災害調査班(以下「調査班」という。)を派遣するものとする。
- 2 調査班に班長を置き、本部長が指名する。
- 3 調査班長は、調査を終えたときは、速やかに調査内容を所管するそれぞれの対策部の長及び企画を所管する対策部長(以下「企画対策部長」という。)に報告しなければならない。

4 企画対策部長は、前項の調査報告を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

(地区災害対策員等の配備計画)

第20条 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、各対策部等の運営並びに災害の予防又は災害対策に万全を期するため配備する詰所長、地区災害対策員、水門管理人及び水門管理補助員、地区災害調査員等の設置、任務等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(雑則)

第21条 本部を設置するに至らない場合の災害対策については、それぞれ本部設置の場合に準じて、所掌事務を処理しなければならない。

(その他)

第22条 この訓令に定めるもののほか、災害対策に必要な事項は、薩摩川内市地域防災計画書によるものとする。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第14号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成21年3月2日訓令第2号)

この訓令は、令達の日から施行する。

3. 1. 3－(1)

災害救助法の適用基準

(救助法施行令第1条に定めるところによる。)

(1)市の住家滅失世帯数が80世帯以上

(2)鹿児島県全区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって

市の住家滅失世帯数が40世帯以上

(3)鹿児島県全区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって

市の区域内の被害世帯数が多数であること

(4)災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したと

例) ア 被害世帯を含む被害地域がほかの集落から隔絶又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

例) ア 交通事故により多数の者が死傷した場合

イ 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

3. 1. 3 - (2)

被災世帯の算定基準

住家の滅失

適用〈災害救助法〉

住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。

住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯をもって1とみなす。

住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯をもって1とみなす。

認 定

全 壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

半 壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。

半壊に至らない

住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%未満のものとする。

- ・ 浸水が床上まで達していないもの。
- ・ 外装に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合

認定の細部は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

住 家

人が起居できる設備のある建物
又は現に人が居住のため使用している建物

(解釈) 必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。
従って学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。
また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として扱う。

3. 1. 3－(4)

被害の程度認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は必要のある者のうち1箇月以内に治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全(焼)壊 流失	3. 1. 3－(2) 参照
	大規模半壊	
	半壊	
	一部損傷	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中ほかの被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ ただし、非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたもののみを計上し、一部損壊、床上床下浸水については計上しない。	
その他	田の流出 埋没	田の耕土が流出し又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流埋没 及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

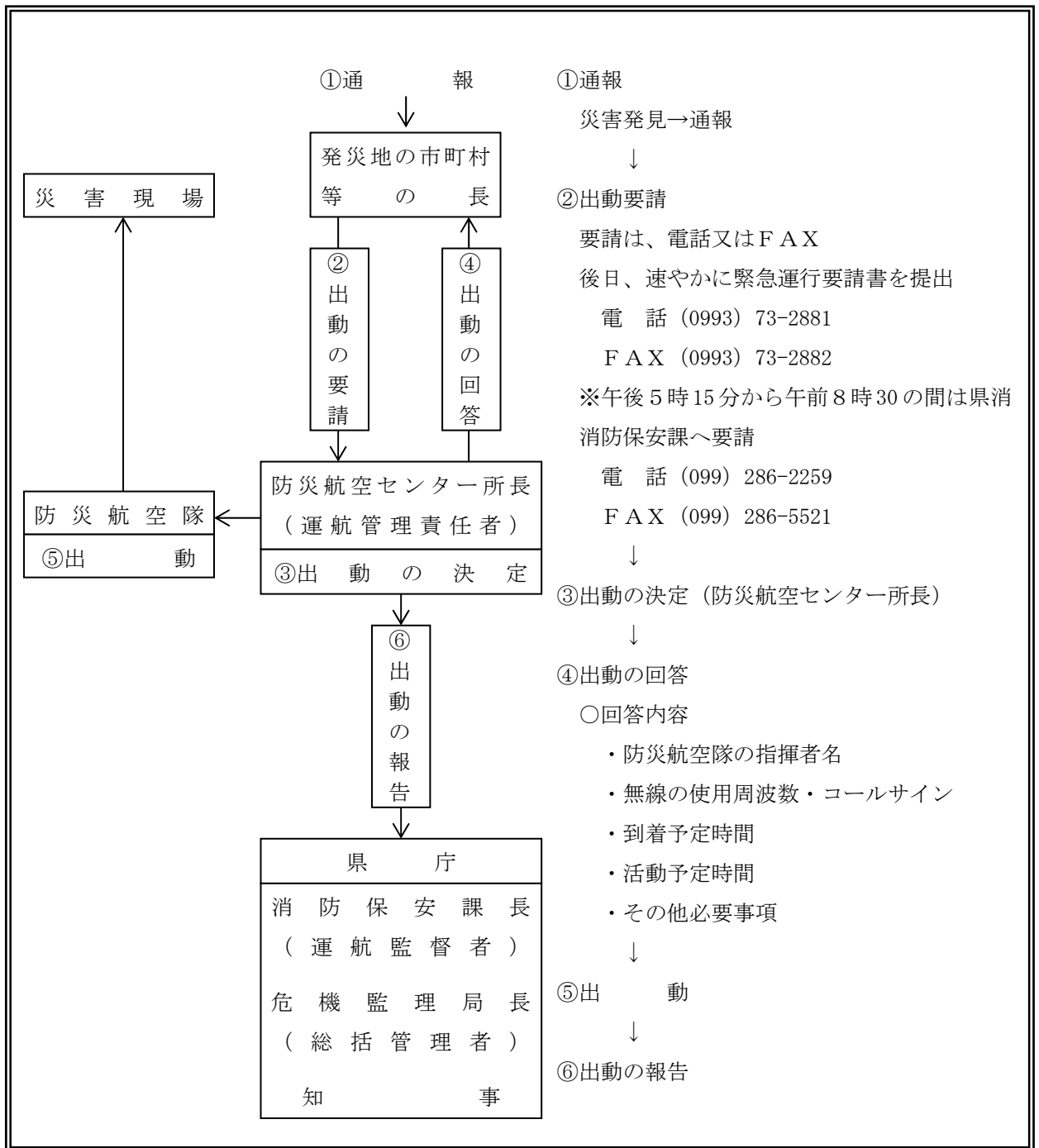
3. 1. 3－(4)

被 害 区 分		認 定 基 準
そ 他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される川もしくはその他の川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった、生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※ 住家の一部損傷及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。

3. 1. 3－(4)

被害区分		認定基準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に規定する補助対象となる施設をいい、具体的には農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	その他の公共施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に規定する国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、及び漁港とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農作物被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機器具等とする。
災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きとする。

3. 1. 5－(1) 鹿児島県消防・防災ヘリコプターの緊急運航要請



3. 1. 5－(2) 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式

様式 1

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊に派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況および派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 2

第 号
年 月 日

鹿児島県知事

様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時
- 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

自衛隊災害派遣要請（撤収）様式

様式 3

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により下記のとおりに派遣要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 4

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3. 1. 5 - (3)

自衛隊派遣要請連絡先

部隊名/主管課	所在地・電話番号
陸上自衛隊 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 第8師団司令部 第3部防衛班 第8施設大隊 第3係 第12普通科連隊 第3科 奄美警備隊 第3科	熊本市東区東町 1-1-1 096-368-5111 内線 2255 又は 2256 熊本市北区八景水谷 2-17-1 096-343-3141 内線 3237 冷水町上床 539-2 0996-20-3900 内線 230 又は 232 霧島市国分福島 2-4-14 0995-46-0350 内線 235 又は 237 奄美市名瀬大字大熊 266-49 0997-54-1060 内線 233
海上自衛隊 佐世保地方総監部 防衛部第3幕僚室 第1航空群 司令部幕僚室	佐世保市平瀬町 18 0956-23-7111 内線 3257 鹿屋市西原 3-11-2 0994-43-3111 内線 2222
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課 第9警戒隊	春日市原町 3-1-1 092-581-4031 内線 2345, 2348 薩摩川内市下甕町長浜無番地 09969-5-0015 内線 201
自衛隊鹿児島地方協力本部 総務課	鹿児島市東郡元町 4-1 099-253-8920

災害派遣要請要求先			所在地	電話番号	備考
担当部名		主管課			
串木野海上保安部		警備救難課	串木野市浦和 54-1	直通(32)3592	県内
鹿児島県	危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-(直通)286-2256	県内
	総務部	人事課	〃 〃	(直通)286-2045	
	くらし保健福祉部	保健医療福祉課	〃 〃	(直通)286-2656	
	農政部	農政課	〃 〃	(直通)286-3085	
	土木部	監理課	〃 〃	(直通)286-3483	
	土木部	河川課	〃 〃	(直通)286-3586	
	環境林務部	環境林務課	〃 〃	(直通)286-3327	
	商工労働水産部	商工政策課	〃 〃	(直通)286-2925	
	教育委員会	総務福利課	〃 〃	(直通)286-5190	
	出納局	会計課	〃 〃	(直通)286-3765	
警察本部		警備課	〃 〃	(代表)286-0110	

3. 1. 5－(4)

自衛隊災害派遣要請の範囲

*区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常ほかの救助活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路又は水路が損壊し、もしくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通 信 支 援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救済活動に必要な人員及び救済物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給 食 及 び 給 水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入 浴 支 援	要請があった場合又は指定部隊長等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救 助 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、救済物資を無償貸付け又は譲与する。
交 通 規 制 の 支 援	主として自衛隊車両の交通輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 2. 1－(1)

注意報及び警報の種類並びに発表の基準

1 気象注意報・気象警報

種 類		発 表 基 準			
			川薩・姶良地域	甌島地域	
気 象 注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	15	11	
		土壌雨量指数基準	96	103	
	洪 水	流域雨量指数基準	高 城 川 流 域＝13.6 田 海 川 流 域＝10.5 久富木川流域＝15.2 市比野川流域＝15.3 樋 渡 川 流 域＝ 9.2 平 佐 川 流 域＝ 7.9	—	
		複 合 基 準	川 内 川 流 域＝(11, 59.6) 高 城 川 流 域＝(7, 13.6) 市比野川流域＝(7, 14.3) 隈之城川流域＝(7, 16.4)	—	
		指定河川洪水予報に よる基準	川内川下流部 〔宮之城・川内〕	—	
	強 風	陸 上	平均風速 12m/s		
		外海(甌島では海上)			
	波 浪	有義波高	2.5m		
	高 潮	潮 位	1.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
		濃 霧	視 程	陸上 100m、外海（海上）500m	
		乾 燥	最小湿度 40％以下で、実効湿度 65％		
		霜	11 月 30 日までの早霜、3 月 10 日以降の晩霜：最低気温が 4℃以下		
	低 温	夏 季	平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた 後、さらに 2 日以上続くと予想される場合		
		冬 季	海岸地方で最低気温が-4℃以下、内陸部で-7℃以下		
	風 雪	雪を伴う平均風速	陸上 12/m/s、外海(海上) 12m/s		
	大 雪	12 時間の降雪の深さ	平地 3cm、山地 5cm		
着 氷（雪）	大雪注意報・警報の条件下で気温が-2℃～2℃、湿度が 90％以上				
なだれ注意報	積雪の深さ 100 cm 以上で次のいずれか ① 気温 3℃以上の好天 ② 低気圧等による降雨 ③ 降雪の深さ 30 cm 以上				

種 類			発 表 基 準		
録的短時間大雨情報 (1時間雨量)			120 mm (観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量))		
			川薩・始良地域		甌島地域
気 象 警 報	雨	浸水害	表面雨量指数基準	26	17
		土砂災害	土壌雨量指数基準	136	146
	洪 水	流域雨量指数基準	高 城 川 流 域＝17.0 田 海 川 流 域＝13.2 久 富 木 川 流 域＝19.0 市 比 野 川 流 域＝19.2 樋 渡 川 流 域＝11.6 平 佐 川 流 域＝ 9.9	—	
		複 合 基 準	川 内 川 流 域＝(12, 74.5) 市 比 野 川 流 域＝(12, 15.9) 隈 之 城 川 流 域＝(12, 18.5)	—	
		指 定 河 川 洪 水 予 報 に よ る 基 準	川内川下流部 〔宮之城・川内〕	—	
	暴 風	陸 上	平均風速 20m/s		
		外海(甌島では海上)			
	波 浪	有義波高	6.0m		
	高 潮	潮 位	2.1m	2.3m	
	暴 風 雪	雪を伴う平均風速	陸上 20m/s、外海(海上) 20m/s		
	大 雪	12時間の降雪の深さ	平地 10cm、山地 15cm		

注1 (ア) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。

(イ) 警報・注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素等を示す。たとえば、警報の欄の「暴風(平均風速)」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。

(ウ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は、東京湾平均海面(TP)を使用する。なお、TPは日本の陸地標高の基準面である。

(エ) 平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域である。

(オ) 平地とは標高200m以下の地域、山地とは標高200mを越える地域である。

(カ) ※複合基準とは、記載されている基準をお互いに満たすことである。

〈参考〉

土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害の高まりを把握するための指標大雨に伴って発生する土砂災害(がけ崩れ・土石流)には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いられている。

流域雨量指数：流域雨量指数とは、河川の上流に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

洪水警報・注意報の判断基準に用いられている。

2 地震情報・津波警報等

(1) 地震震度階級表

震度階級	説 明	屋内・屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人がいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などの吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。耐震性の低い木造家屋では、壁などに軽微なひび割れや亀裂が見られることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が倒れることがある。 耐震性の低い木造家屋では、壁などにひび割れや亀裂がみられるものもある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れや亀裂が見られることがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の 8 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以上の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

(3) 津波警報の種類と発表される波の高さ等（津波予報区：鹿児島県西部）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10 m 超	巨 大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10 m < 予想高さ		
		10 m 5 m < 予想高さ ≤ 10 m		
		5 m 3 m < 予想高さ ≤ 5 m		

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m 1 m < 予想高さ ≤ 3 m	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに流される 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m 0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	(表記なし)	海の中では速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかがが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類と発表内容

種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを(発表内容は津波警報・津波注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さが発表される。
- 津波は繰り返し襲い、後から来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって非難をやめてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることが伝えられる。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表される。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推

定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と推定高さ）が津波予報区単位で発表される。

- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値が発表されない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」（沖合いでの観測地）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表され、津波が到達中であることが伝えられる。

沖合いで観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合いでの観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合いでの観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合いでの観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合いでの観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	沖合いでの観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表されない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表され、津波が到達中であることが伝えられる。

(5) 津波予報の発表基準と発表内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容で津波予報が発表される。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。

3 台風の大きさ・強さ及び熱帯低気圧の分類

(1) 熱帯低気圧の分類

域内最大風速 (m/s)	17未満	17以上 25未満	25以上 33未満	33以上
和 名	熱帯低気圧	台 風		
英 名	T D	T S	S T S	T Y

(注) T S : Tropical Storm、S T S : Severe Tropical Storm、T Y : Typhoon

(2) 台風の大きさ及び強さ

ア 大きさ

大きさ	大型（大きい）	超大型（非常に大きい）
風速 15m/s 以上の半径	5 0 0 km 以上 8 0 0 km 未満	8 0 0 km 以上

イ 強 さ

強さ	台風	強い	非常に強い	猛烈な
域内最大風速 (m/ s)	1 7 以上	3 3 以上 4 4 未満	4 4 以上 5 4 未満	5 4 以上

3. 2. 1－(2) 特別警報の意義、種類、発表の基準及び指標

1 意義

予想される災害が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う警報

2 位置付け

法律上警報の一部として位置づけられる。

3 種類、基準

種 類	基 準		指 標
大 雨 特 別 警 報 (土砂災害・浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
高 潮 特 別 警 報		高潮になると予想される場合	
波 浪 特 別 警 報		高波になると予想される場合	
暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標
大 津 波 警 報	高いところで3 mを超える津波が予想される場合		—
緊 急 地 震 速 報	震度6弱以上の又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合		—

(注)過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づき発表が判断される。

4 指標

(1) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

ア 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に発表される。

※激しい雨：1時間に概ね30 mm以上の雨

イ 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に発表される。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現

※激しい雨：1時間に概ね30 mm以上の雨

ウ 50年に一度の値

雨に関する50年に一度の値^{※4}(本市関連抜粋)

地域			50年に一度の値			警報基準
一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
薩摩地方	川薩・始良	薩摩川内市	545	177	305	136
薩摩地方	甑島	薩摩川内市甑島	468	185	274	146

注1) 略語の意味

R48: 48時間降水量(mm) R03: 3時間降水量(mm)

SWI: 土壌雨量指数 (Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表される。
(ただし、R03は150mm以上となった格子がカウント対象とされる。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表されるわけではない。

(2) 台風を要因とする特別警報の指標 (発表条件)

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風[※]や同程度の温帯低気圧[※]が来襲する場合に、発表される。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上

※台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

※温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

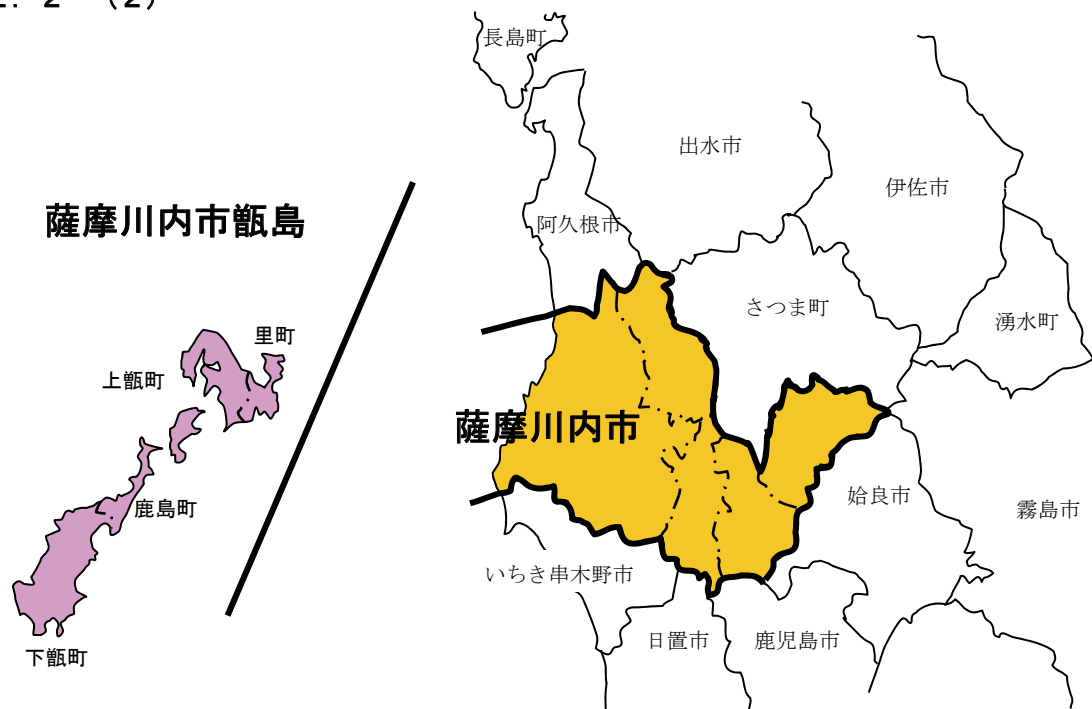
3. 2. 1－(3)

警報等の区分

警 報 等 の 種 類	発 表 機 関	根 拠 法 令
津波注意報、津波警報	気象庁長官	気象業務法 第 13 条、第 14 条、 第 15 条第 1 項
大津波警報	気象庁長官	気象業務法 第 13 条の二、第 14 条、第 15 条の二第 1 項
気象（大気の諸現象）、高潮、波浪、 洪水に関する予報及び警報	鹿児島地方気象台長	気象業務法 第 13 条、第 14 条、 同二第 1 項、第 15 条第 1 項
気象（大気の諸現象）、高潮、波浪 に関する特別警報	鹿児島地方気象台長	気象業務法 第 13 条の二、第 14 条、第 15 条の二第 1 項
火災予防に関する通知 (火災気象情報)	鹿児島地方気象台長	消防法第 22 条第 1 項
洪水予報の通知	鹿児島県知事	水防法第 10 条第 3 項
火災に関する警報	薩摩川内市消防局長	消防法第 22 条第 3 項
臨時火山情報	鹿児島地方気象台長	気象業務法第 11 条
火山活動情報	鹿児島地方気象台長	活動火山対策特別措置法第 21 条
水位の通報	薩摩川内市長（水防管理者）	水防法第 12 条
堤防決壊の通報	薩摩川内市長（水防管理者）	水防法第 25 条

薩摩川内市の細分区域

3. 2. 2－(2)



一次細分区域	薩摩地方	薩摩地方
市町村等をまとめた区域	甑島	川薩・始良
二次細分区域	薩摩川内市甑島	薩摩川内市

3. 2. 1 - (4)

特別警報発表時における市民等の対応例

気 象 警 報 等 の 種 類								市の対応	住民の行動
	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪		
	(土砂災害)	(浸水害)							
特別警報 (重大な災害 の起こるお それが著し く大きい)	土砂災害警戒情報	大雨 特別警報 (土砂災害)	暴風 特別警報	高潮 特別警報	波浪 特別警報	暴風雪 特別警報	大雪 特別警報	・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険であることとの住民への周知	・直ちに命を守る行動をとる。(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる。) ・早めの自主避難、又は市町村の避難指示等による避難 ・暴風警報については、安全な場所へ避難 ・日頃と異なった事があれば、市役所などへ通報 ・危険な場所付近にいない。 ・避難の準備をする。
	警報 (重大な災害の起こるおそれ)	大雨 警報 (土砂災害)	暴風 警報	高潮 警報	波浪 警報	暴風雪 警報	大雪 警報		
注意報 (災害の起こるおそれ)	大雨 注意報		強風 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	風雪 注意報	大雪 注意報	・警戒すべき区域の巡回 ・注意呼びかけ ・気象情報や雨量の状況を収集 ・担当職員の連絡態勢確立	・非常持ち出し品の点検 ・避難場所の確認 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・テレビ、ラジオ気象庁HPなどから最新の気象情報入手 ・気象情報に気をつける。

3. 2. 3－(1)

防災行政無線等の放送文例

(その1)

同報無線放送文例（各放送の最初に「市役所からお知らせします。」

最後に「これでお知らせを終わります。」を入れる。）

1 大雨による放送文

(1) ○○から○○にかけて、雷を伴った激しい雨が予想されます。これまでの大雨で地盤が緩んでおり、今後、がけ崩れ等の災害が予想されます。

十分注意してください。

(2) ただいま鹿児島地方に、大雨洪水警報雷○○注意報が発令されております。このため、鹿児島地方では、これから○○にかけて激しい雨が降るおそれがありますので、今後、がけ崩れ等に十分注意してください。

(3) ○○日から○○日○○時までの連続雨量は○○ミリに達するなど、各地で相当な雨が降っています。

がけ崩れ、浸水等に十分注意してください。

(4) ただいまのサイレンは、川内川の水位が氾濫注意水位4.7mを超えたことを知らせるサイレンです。

今後の市役所からの情報に十分注意してください。

(5) 大雨により川内川やその他の河川でも水位が上昇しています。

いつでも避難できるように準備しててください。

(6) ○○町○○地区が浸水のおそれがあります。

この地区の方は、避難の準備をしてください。

(7) ○○町○○地区が浸水をはじめました。

この地区の方は、消防団員の指示により速やかに避難してください。

(8) ○○町○○堤防が破堤しました。

○○地区の皆さんは、全員○○へ避難してください。

なお、避難には、食料、身の回り品を持って消防団員の指示に従ってください。

2 台風による放送文

(1) 大型で非常に強い台風○○号は、○○付近にあって、○○へ時速○○kmで進んでおります。

今後の気象情報に十分注意してください。

(2) 台風○○号は、○○付近にあって、○○へ時速○○kmで進んでおり、本市域は○○頃には暴風雨圏内に入るおそれがあります。戸締りを厳重にし、がけ崩れ等に十分注意してください。

また、今後の気象情報に十分注意し、いつでも避難できるよう早めに準備してください。

(3) 大型で非常に強い台風○○号が接近しています。川内川河口部における満潮時刻は○○時頃です。

高潮災害のおそれがありますので、十分注意してください。（選択）

3 鶴田ダム放流による放送文

(1) 鶴田ダムでは、本日○○時○○分に放流を開始しました。

太平橋付近では、本日○○時頃から川内川の水位が上昇します。

河川敷は危険です。十分注意してください。

(2) ただいまのサイレンは、川内川の水位が4.7mに達した警戒信号です。今後も増水する見込みです。十分注意してください。

4 土砂災害による放送分

- (1) 大雨のため、土砂災害警戒情報が発表されました。県内では土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内に薩摩川内市にも広がる見込みです。土砂災害警戒区域及びその周辺では厳重に警戒してください。
- (2) ○○町○○地区で、がけ崩れが発生しました。○○地区の方は至急避難してください。避難所は、○学校、体育館です。隣近所誘い合って避難してください。
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動してください。(選択)

5 竜巻による放送文

- (1) ○○に雷注意報が発表されました。外出する前に、最新の注意報を確認してください。
- (2) ○○に竜巻注意情報が発表されました。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動し、部屋の窓を閉めるなど安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は○時○分まで有効です。

6 高潮災害による放送文

- (1) ○○に高潮注意報が発表されました。
川内川河口部の満潮時刻は○○時頃です。
テレビ、ラジオの情報に十分注意し、いつでも避難出来るようにしてください。
- (2) 薩摩川内市に高潮警報が発表されました。
海岸近くの方は、直ちに○○へ避難してください。(選択)

7 地震及び津波による放送文(地震による放送は、震度4以上)

- (1) ○○日○○時○○分頃、強い地震がありました。テレビ、ラジオの情報に注意してください。
火事に警戒し、周囲の安全を確認してください。
また、海岸地帯は、津波の発生に警戒してください。
- (2) ○○日○○時○○分頃、○○地方で強い地震が発生し、津波警報が発表されました。
海岸近くの方は、直ちに高台に避難してください。(選択)
- (3) ○○日○○時○○分頃、○○地方で強い地震が発生し、津波注意報が発表されました。
テレビ、ラジオの情報に十分注意し、いつでも避難出来るようにしてください。(選択)

8 特別警報による放送文

- (1) ○○に大雨(暴風、高潮、波浪)特別警報が発表されました。経験したことのないような大雨(暴風、高潮、波浪)が起きそうな状況です。
直ちに命を守る行動をとってください。
避難所へ避難するか、既に外出することが危険な状態の時は、無理をせず、家の中で比較的安全な場所にとどまってください。
- (2) ○○に大津波警報が発表されました。直ちに身を守る行動をとってください。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
- (3) ○○に緊急地震速報が発表されました。
直ちに身を守る行動をとってください。
慌てずにまず身の安全を確保してください。周りの人にも声をかけてください。

(その2)

移動無線通信文例

- 1 { 薩摩川内防災〇〇は〇〇地区の堤防を巡視してください
 { 薩摩川内防災〇〇は現在〇〇地区堤防を巡視中 _____
 { _____
 { 現在のところ異常なし。
 { 〇〇地区が〇〇cm 位浸水しております。
 { 〇〇付近〇岸堤防に〇〇が生じており、応急措置が必要です。
- 2 { 薩摩川内防災〇〇は〇〇地区のガケ地を巡視してください
 { 薩摩川内防災〇〇は現在〇〇地区堤防を巡視中 _____
 { _____
 { 異常なし。
 { 〇〇付近の道路がガケ崩れのため通行不能
 { 〇〇宅ガケ崩れのため _____ 半壊 _____ 住人の人命は無事である。
 _____ 全壊 _____ 住人が〇名生き埋めの模様
- 3 川内防災〇〇から報告します。
 〇〇川〇〇堤防の応急措置に着工しました。
 〇〇川〇〇堤防の応急措置が困難、〇〇資材、隊員〇〇名を緊急出動させてください。
 〇〇川〇〇堤防の応急措置が完了し漏水（決壊）の恐れはなくなりました。

3. 2. 4－(1)

水防警報の発表基準等

※伝達系統は、資料3. 2. 1－(1)による。

1 水防警報（発表基準）

河川名	水位観測所名	警報実施機関及び発表者	水 防 警 報 の 段 階 と 実 施 基 準				
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	警 戒
			待 機	準 備	出 動	解 除	
川 内 川 隈之城川	川 内	国土交通大臣(川内川河川事務所長) 水位観測(22-7261) 代表 23-3271	水防団待機水位4.2mに達したとき	水防団待機水位4.2mを超え、氾濫注意水位4.7mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位4.7mに達し、なお上昇の見込があるとき	氾濫注意水位以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水位滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
平 佐 川	向田橋	県知事(北薩地域振興局長) 代表 23-5151 夜間 23-5713	水防団待機水位3.47mに達し、氾濫注意水位4.07mに達すると思われるとき	水防団待機水位3.47mを超え、氾濫注意水位4.07mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位4.07mに達し、上昇の見込があるとき		
川 内 川	倉野橋	国土交通大臣(川内川河川事務所長) 水位観測(22-7261) 代表 23-3271	水防団待機水位6.30mに達したとき	水防団待機水位6.30mを超え、氾濫注意水位7.60mを突破すると思われるとき	氾濫注意水位7.60mに達し、なお上昇の見込があるとき		

水防警報の種類と範囲

待 機 消防団員を水防に出動できるよう待機させるもの。

準 備 消防団幹部の出動を行う。

水防資器材の整備点検を行う。

水門等の開閉の準備をなす。

出 動 消防団員の出動を通知するもの。

警 戒 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。

解 除 水防活動の終了を通知するもの。

※ 指示は必要に応じて発令されるもので、発令の時期も出動の後だけに限らない。

2 水防信号

(1) 水防信号は水防法第20条の規定により県知事が定めた次の信号区分によって実施する。

第1信号 川内川の水位観測所で観測する水位が氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 消防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 危険が増大した場合、市域に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせるもの。

(2) 水防信号表

区 分 方 法		警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信 号 (避 難 準 備)		○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 約5秒 約5秒 ○ — 約15秒 ○ — 約15秒 ○ — 休 止 休 止
		○ ○ ○ 、 ○ ○ ○ 、 ○ ○ ○	約5秒 約5秒 約5秒 ○ — 約6秒 ○ — 約6秒 ○ — 休 止 休 止
第 3 信 号		○ ○ ○ ○ 、 ○ ○ ○ ○ 、 ○ ○ ○ ○	約10秒 約10秒 ○ — 約5秒 ○ — 約5秒 休 止 休 止
		乱 打	約1分 約1分 ○ — 約5秒休止 ○ — 約5秒休止
鶴田ダム 放 流	第1段階 ～ 第3段階		音声放送（スピーカー）約2分 プラス 約1分 約1分 ○ — 約15秒休止 ○ — 約15秒休止
川 内 川 第2ダム の 放 流	第1段階 ～ 第3段階		音声放送（スピーカー）約2分 プラス 約10秒 約10秒 ○ — 約5秒休止 ○ — 約5秒休止
鶴 田 、 川 内 川 第2ダム の 放 流	第4段階	半鐘の音（スピーカー）約1分	音声放送（スピーカー）約2分 プラス 約10秒 約10秒 ○ — 約5秒休止 ○ — 約5秒休止
宮 里 ダ ム 放 流			約20秒 約20秒 ○ — 10秒休止 ○ — 10秒休止
備 考		1 信号は風向、その他の状況に応じ、適当な時間継続する。 2 必要があるときは、警鐘信号とサイレン信号を併用することができる。 3 危険が去ったときは、広報車等によって周知するものとする。 4 鶴田ダムの放流の段階 第1段階：放流開始時 第2段階：毎秒1,100 m ³ 定量から放流量を増やす時 第3段階：毎秒1,400 m ³ 定量から放流量を増やす時 第4段階：計画規模を超える洪水時の操作時	

3 避難信号（水防信号：第1信号「準備」 第4信号「避難立ち退きの指示」）

区 分	サ イ レ ン	警 鐘
準 備	5秒 休止（15秒） 5秒	○休止 ○休止 ○休止
指 示	1分 休止（5秒） 1分	乱 打

3. 2. 7－(1)

交通規制実施機関

区 分	実施責任者	範 囲	準 処 法
道路管理者	1 高速道路及び一般国道指定区間 国土交通大臣 2 一般国道指定区間以外・県道 知 事 3 市 道 市 長	1 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められた場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。	道路法 4 6 条
公安委員会	鹿児島県公安委員長 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき。 2 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑をはかるため必要があると認められるとき、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれのある場合	災害対策 基本法 76 条 道路交通法 4～6 条
港湾管理者	知 事	水域施設（航路、泊地及び舟だまり）の使用に関し必要な規制	港湾法 12 条 1 項 4 号の 2
海上保安部	串 木 野 海 上 保 安 部 長 海 上 保 安 官	1 船舶交通安全のため、必要があると認められるとき。 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、また混雑緩和に必要なとき。 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存続する場合であって、人命・財産に危険が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。	港則法 37 条 海上保安庁法 18 条

(注) 1 国土交通大臣が行う規制については、鹿児島国道事務所長が代行する。

2 高速道路には、国土交通大臣指定に基づく高規格幹線道路（一般国道の自動車専用道路）である南九州西回り自動車道（南九州自動車道）を含む。

5. 2. 1 - (1)

○ 薩摩川内市災害り災者援護措置要綱

平成 16 年 10 月 12 日

訓令 第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害(以下「自然災害」という。)のり災者である市民又は火災のり災者である市民に対して迅速、適切な援護を行う事について必要な事項を定めるものとする。
(災害報告等)

第 2 条 自然災害による被害又は火災による被害があったとき、これを知った市職員は、別に定める配備によるほかは、遅滞なく市長及び福祉事務所に報告し、正規の勤務時間外にあっては、遅滞なく本庁警備員に連絡し、これを受けた本庁警備員は、速やかに市長及び福祉事務所に報告するとともに、必要に応じ関係者に連絡するものとする。

2 前項の市職員は、自然災害又は火災(以下「災害」という。)の状況及び経過を前項の規定に準じて逐次報告し、又は連絡するものとする。

(援護)

第 3 条 市長は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに対し、災害の程度によって市長が必要と認めるときは、災害発生の日から 1 年以内の期間において、次に定めるところにより、応急仮設住宅に収容し、無償(住居部分の賃貸料に限る。)で使用させるものとする。

(1) 応急仮設住宅としてプレハブ仮設住宅を借り上げる場合 応急仮設住宅は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額を賃借料の限度とするプレハブ仮設住宅(以下「借上型プレハブ仮設住宅」という。)とし、附帯設備として流し台、仮設トイレを組み込むものとする。

区分	借上型プレハブ仮設住宅の賃借料に係る基準額(月額)
一般的な世帯	24, 200 円に 2 を乗じた額
世帯員数、世帯員の状況及び当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる世帯	31, 500 円に 2 を乗じた額
7 人以上の世帯	38, 000 円に 2 を乗じた額

(2) 応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる場合 応急仮設住宅は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額を家賃の限度とする民間賃貸住宅(以下「借上型民間賃貸住宅」という。)とする。

区分	借上型民間賃貸住宅の家賃に係る基準額(月額)
一般的な世帯	24, 200 円に 1.5 を乗じた額
世帯員数、世帯員の状況及び当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる世帯	31, 500 円に 1.5 を乗じた額
7 人以上の世帯	38, 000 円に 1.5 を乗じた額

第 4 条 市長は、災害により死亡した者の遺族若しくは災害により負傷して入院した者又は災害により住家の全部若しくは一部を喪失した者で、その生活に直ちに支障を来したと認められるものに対しては、別表に定めるところにより、援護の種類ごとに災

害の程度に応じて援護金品を支給する。

- 2 前項の遺族に対して弔慰金を支給する場合において、遺族の範囲、支給の順位、死亡の推定及び支給の制限については、薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 118 号。以下「条例」という。）第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

（援護物資）

- 第 5 条 災害の援護に必要な援護物資は、毎年度予算の範囲内で購入し、福祉事務所長が管理するものとする。

（大規模の自然災害の場合の特例）

- 第 6 条 大規模の自然災害があった場合は、別表に定める災害の程度欄に掲げる事項以外の災害についても、当該事項に準じて見舞金を支給することができる。

- 2 前項の大規模の自然災害とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害又はこれに準ずる災害とし、これに準ずる災害の認定は、市長が行う。

- 3 第 1 項の見舞金を支給する場合の災害の程度及び支給額は、災害の都度市長が定める。

（適用除外）

- 第 7 条 弔慰金については、条例の適用を受ける災害で、かつ、条例の規定に基づき弔慰金の支給を受ける者については、この訓令の規定は適用しない。

- 2 援護物資、炊き出し及び応急仮設住宅については、災害救助法及び小災害り災者に対する援護措置要綱（昭和 44 年 8 月 26 日社第 595 号鹿児島県民生労働部長通知）の適用を受ける災害で、かつ、援護物資及び炊き出しの支給並びに応急仮設住宅の貸与を受ける場合については、この訓令の規定は適用しない。

- 3 本人、親族又は同居者の故意又は重大な過失による火災の場合の弔慰金及び見舞金の支給については、この訓令の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の川内市災害り災者援護措置要綱（昭和 49 年川内市訓令第 9 号）、樋脇町災害見舞金支給要綱（平成 5 年樋脇町訓令第 9 号）、祁答院町仮設住宅貸付要綱（平成 9 年祁答院町訓令第 6 号）又は下甕村住宅災害被災者に対する扶助金交付規則（昭和 46 年下甕村規則第 8 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 平成 18 年 7 月 22 日及び同月 23 日の豪雨による災害により住家の全部又は一部を喪失した者で、その生活に直ちに支障を来したと認められるものに対する見舞金の支給については、第 3 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、住家の全壊（流失を含む。）、住家の半壊又は住家の床上浸水に係るり災について、1 世帯につき 30 万円とする。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日訓令第 18 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日訓令第 10 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 10 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際限にこの訓令による改正前の薩摩川内市災害り災者援護措置要綱第 3 条の規定により措置しているプレハブ仮設住宅については、なお従前の例による。

別表(第3条・第6条関係)

援護の種類	災害の程度	災害の種類	援護金品
弔慰金	死亡	自然災害	1 当該死亡者が、死亡当時その死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 死亡者1人当たり 1,000,000円 2 その他の場合 死亡者1人当たり 500,000円
		火災	1 当該死亡者が、死亡当時その死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 死亡者1人当たり 200,000円 2 その他の場合 死亡者1人当たり 100,000円
見舞金、援護物資及び炊き出し	負傷(14日以上入院の場合に限る。)	自然災害又は火災	見舞金 負傷者1人当たり (1) 14日以上30日未満の入院の場合 10,000円 (2) 30日以上入院の場合 30,000円
	住家の全壊(流失を含む。以下同じ。)又は全焼	自然災害又は火災	1 見舞金 (1) 持家1棟につき 100,000円 (2) 非持家世帯員1人当たり各20,000円(1世帯につき100,000円を限度額とする。) 2 援護物資 (1) 毛布 世帯員1人当たり各1枚 (2) 寝巻及び下着 世帯員1人当たり各1組 3 炊き出しは、災害の状況により決定する。
	住家の半壊又は半焼	自然災害又は火災	1 見舞金 (1) 持家1棟につき 50,000円 (2) 非持家世帯員1人当たり 各10,000円 (1世帯につき50,000円を限度額とする。) 2 援護物資は、住家の全壊又は全焼の場合における援護物資の範囲内で、災害の程度に応じ決定する。 3 炊き出しは、災害の状況により決定する。
	住家の床上浸水	自然災害	1 見舞金 災害の程度に応じ決定する。ただし、1世帯につき20,000円を限度額とする。 2 炊き出しは、災害の状況により決定する。

5. 2. 2－(1)

被災者生活再建支援法

被災者再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等															
対象災害	(1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(10 万人未満)の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(10 万人未満)の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る。)															
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)															
支 給 額	支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の 3／4 の額)															
	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)															
	<table><tr><td>住宅の</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>被害程度</td><td>対象世帯の(1)</td><td>対象世帯の(2)</td><td>対象世帯の(3)</td><td>対象世帯の(4)</td></tr><tr><td>支 給 額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table>	住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	被害程度	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)	支 給 額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
	住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊											
	被害程度	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)											
	支 給 額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円											
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)																
<table><tr><td>住宅の</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借</td></tr><tr><td>再建方法</td><td></td><td></td><td>(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支 給 額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table>	住宅の	建設・購入	補修	賃借	再建方法			(公営住宅以外)	支 給 額	200 万円	100 万円	50 万円				
住宅の	建設・購入	補修	賃借													
再建方法			(公営住宅以外)													
支 給 額	200 万円	100 万円	50 万円													
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で 200(又は 100)万円																

5. 2. 2－(2)

○薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 118 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)

第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持した場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に定める程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(規則で定める場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還の方法によるものとし、年賦償還は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年川内市条例第 27 号)、樋脇町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年樋脇町条例第 14 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年入来町条例第 12 号)、東郷町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年東郷町条例第 18 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年祁答院町条例第 15 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年里村条例第 1 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年上甕村条例第 24 号)、下甕村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年下甕村条例第 25 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年鹿島村条例第 6 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5. 2. 2 - (3)

災害弔慰金

災害弔慰金	定義	本市に住居を有する者(以下「住民」という。)が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他異常な自然現象による被害を生じること(以下「災害」という。)で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	法(災害弔慰金の支給等に関する法律)第3条第2項の遺族範囲死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母	
	死亡の推定	災害の際、現にその場にいられた者につき、当該災害が止んだ後、3か月間その生死がわからない場合に災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。	

5. 2. 2 - (4)

災害障害見舞金

災害障害見舞金	定義	住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次に掲げる程度の障害があるとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

5. 2. 2 - (4)

災害援護資金

災害援護資金	定義	災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。
	支	貸付限度額 a 療養に要する期間が概ね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 ②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ③住居が半壊した場合 270万円 ④住居が全壊した場合 350万円
	給	b 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円 ②住居が半壊した場合 170万円 ③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円 ④住居の全体が滅失もしくは流失した場合 350万円
	額	c aの③又は bの②もしくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。
	償還期間等	期間 償還期間は10年、据置期間はそのうち3年 （令第7条第2項の括弧書の場合は、5年） 利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年3パーセント償還等 年賦償還又は半年賦償還 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

5. 2. 2－(5)

災害見舞金等の支給

災 害 見 舞 金	定義	市内の災害の発生に際して、当該災害による被災者に対し、災害見舞金、災害弔慰金及び災害救援物資（「見舞金等」という。）を交付する。	
	見舞金等の額	災 害 状 況	見舞金等
		a 全壊、全焼又は流失	別表参照 薩摩川内市災害り災者援護措置要綱 （第4条、第6条関係）
		b 半壊、半焼	
		c 床上浸水	
		d 死亡	
	e 負傷者		
支給方法	前a ～c 及びe の支給対象者は、被災世帯主又は負傷者本人、d は遺族に支給する。		
遺族の範囲	遺族	見舞金等を支給する遺族は、次の各号に掲げるものとする。 a 配偶者（届出をしないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） b 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時同一生計を営んでいた者 c 前号に掲げる者のほか、死亡当時同一生計を営んでいた親族 d 各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。 e 支給を受ける順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母及び兄弟姉妹	

○薩摩川内市防災会議条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、薩摩川内市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 薩摩川内市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 8 条第 1 項に規定する水防計画について調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから命ずる者
- (5) 教育長
- (6) 消防機関のうちから市長が委嘱又は命ずる者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 公共的団体のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。

7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(水防協議会の設置等)

第5条 水防法第26条第1項の規定に基づき、水防協議会を置く。

2 前項に規定する水防協議会の会長及び委員は、防災会議の会長及び委員をもって充てる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員に対しては、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月12日から施行する。